別表第十二（第三条第三項関係）〔平成25年７月までの間に法第９条第３号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでの全ての四分の三保険料を前納する場合〕

資格喪失予定年月		法第９条第３号該当により資格喪失する者の生年月日	前納する月			
			平成25年			
			3月	4月	5月	6月
平成25年	4月	昭和28年４月２日から昭和28年５月１日までに生まれた者	円 11,240	円 —	円 —	円 —
	5月	昭和28年５月２日から昭和28年６月１日までに生まれた者	22,480	11,280	—	—
	6月	昭和28年６月２日から昭和28年７月１日までに生まれた者	33,690	22,520	11,280	—
	7月	昭和28年７月２日から昭和28年８月１日までに生まれた者	44,860	33,730	22,520	11,280

別表第十三（第三条第三項関係）〔平成26年３月までの間に法第９条第３号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでの全ての四分の三保険料を前納する場合〕

資格喪失予定年月		法第９条第３号該当により資格喪失する者の生年月日	前納する月							
			平成25年						平成26年	
			7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
平成25年	8月	昭和28年８月２日から昭和28年９月１日までに生まれた者	円 11,280	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —
	9月	昭和28年９月２日から昭和28年10月１日までに生まれた者	22,520	11,280	—	—	—	—	—	—
	10月	昭和28年10月２日から昭和28年11月１日までに生まれた者	33,730	22,520	11,280	—	—	—	—	—
	11月	昭和28年11月２日から昭和28年12月１日までに生まれた者	44,900	33,730	22,520	11,280	—	—	—	—
	12月	昭和28年12月２日から昭和29年１月１日までに生まれた者	56,030	44,900	33,730	22,520	11,280	—	—	—
平成26年	1月	昭和29年１月２日から昭和29年２月１日までに生まれた者	67,130	56,030	44,900	33,730	22,520	11,280	—	—
	2月	昭和29年２月２日から昭和29年３月１日までに生まれた者	78,190	67,130	56,030	44,900	33,730	22,520	11,280	—
	3月	昭和29年３月２日から昭和29年４月１日までに生まれた者	89,220	78,190	67,130	56,030	44,900	33,730	22,520	11,280

別表第十四（第四条第一項関係）〔６月間の半額保険料を前納する場合〕

前納する月	平成25年７月から平成25年10月までの月
前納額	44,750円

別表第十五（第四条第二項関係）〔平成25年６月までの期間の全ての半額保険料を前納する場合〕

前納する月	平成25年			
	3月	4月	5月	6月
前納額	円 29,900	円 22,490	円 15,020	円 7,520

別表第十六（第四条第二項関係）〔平成26年３月までの期間の全ての半額保険料を前納する場合〕

前納する月	平成25年						平成26年		
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前納額	円 66,800	円 59,480	円 52,130	円 44,750	円 37,360	円 29,930	円 22,490	円 15,020	円 7,520

別表第十七（第四条第三項関係）〔平成25年７月までの間に法第９条第３号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでの全ての半額保険料を前納する場合〕

資格喪失予定年月		法第９条第３号該当により資格喪失する者の生年月日	前納する月			
			平成25年			
			3月	4月	5月	6月
平成25年	4月	昭和28年４月２日から昭和28年５月１日までに生まれた者	円 7,490	円 —	円 —	円 —
	5月	昭和28年５月２日から昭和28年６月１日までに生まれた者	14,990	7,520	—	—
	6月	昭和28年６月２日から昭和28年７月１日までに生まれた者	22,460	15,020	7,520	—
	7月	昭和28年７月２日から昭和28年８月１日までに生まれた者	29,900	22,490	15,020	7,520

別表第十八（第四条第三項関係）〔平成26年３月までの間に法第９条第３号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでの全ての半額保険料を前納する場合〕

資格喪失予定年月		法第９条第３号該当により資格喪失する者の生年月日	前納する月							
			平成25年						平成26年	
			7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
	8月	昭和28年８月２日から昭和28年９月１日までに生まれた者	円 7,520	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —